教示

1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）

2　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3　上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

青森県八戸市大字新井田字林ノ上一番地四六

有限会社エフエムストーリー

清算人　佐伯　光子

解散公告

当社は、平成二十八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

宮城県名取市下余田字中荷二三一番地の一

有限会社プリッション・アイワ

代表清算人　関沼　和子

解散公告

当社は、平成二十八年四月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

福島県会津若松市本町一〇番五三号

有限会社大丸印刷所

清算人　大竹　修一

解散公告

当法人は、平成二十八年三月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

福島県いわき市大久町大久字稲荷前二番地の二

特定非営利活動法人森美術館

代表清算人　森　豪男

解散公告

当社は、平成二十八年三月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

茨城県土浦市港町三丁目九番二号

有限会社サツキインテリア

清算人　成川　八郎

解散公告

当社は、平成二十八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

茨城県土浦市上高津新町二番地五

合名会社エクセレントサービス

代表社員　糸井　節子

解散公告

当社は、平成二十八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

千葉県市原市青葉台四丁目三一番地一

有限会社中央興産

清算人　菅原　正紀

解散公告

当社は、平成二十六年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

千葉市花見川区検見川町五丁目二三二三番地一

有限会社高清

清算人　髙橋　清文

解散公告

当社は、平成二十八年二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

千葉県成田市郷部一二七番地

株式会社大木製作所

代表清算人　福地　利恵

解散公告

当法人は、社員総会の決議により、平成二十八年五月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

一般社団法人クック

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当法人は、社員総会の決議により、平成二十八年五月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

東京都三鷹市上連雀二丁目一番三号

株式会社山水ホーム

代表清算人　齋藤　忠也

解散公告

当社は、平成二十八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

一般社団法人アクエリアス

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、平成二十八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

東京都品川区北品川一―九―七トップルー

ム品川一〇一五

Ｅｎｔｒａｎｃｅ合同会社

清算人　広部　俊哉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

東京都港区白金台一丁目一番二一―五〇四号

株式会社湘海

代表清算人　与五沢文夫